

## 訪問型サービスAのサービス提供者資格である「一定の研修」について

訪問型サービスAでは、身体介護は含まず、「調理や掃除」や「買い物代行」などの生活援助のみを行うこととされており、ホームヘルパー等の資格を持っていない方がサービス提供者となる場合は、サービスを提供する際の基本的な考え方や高齢者への理解などの「一定の研修」を受講していただく必要があります。

### ◎一定の研修の内容について

研修内容は、以下に例示した8項目の内容を含んだ上で、旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安として行うこととされています。

#### **【カリキュラムの参考例】**

- ① 介護保険制度、介護概論
- ② 高齢者の特徴と対応（高齢者の家族の心理）
- ③ 介護技術
- ④ ボランティア活動の意義
- ⑤ 緊急対応（困ったときの対応）
- ⑥ 認知症の理解
- ⑦ コミュニケーションの手法、訪問マナー
- ⑧ 訪問実習オリエンテーション

### ◎研修の受講方法について

「一定の研修」の内容については、市が上記の例を参考に判断することとされています。

市では上記内容を参考に、市民ボランティアを育成する研修会の開催を今後予定していますので、その機会を活用していただく方法もありますが、開催のタイミングによってはサービス開始に間に合わないことも懸念されますので、可能な限り、それぞれの事業者において職員向けの研修として実施していただきたいと思っております。

その際には、参考様式のような「研修修了証」を受講者へ交付していただき、その写しを市へ提出してください。

また、民間の研修事業者が行う講座を受講させた場合も一定の研修を修了した者とみなします。